

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成24年6月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオンタウン糸魚川
所在地 糸魚川市上刈六丁目439番1 外
設置者 イオンタウン株式会社ほか2者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所
 - ・株式会社北越ケース
 - (変更前) 新潟市東区河渡庚135番地1
 - (変更後) 新潟市中央区女池八丁目16番17号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所
 - ・株式会社北越ケース
 - (変更前) 新潟市東区河渡庚135番地1
 - (変更後) 新潟市中央区女池八丁目16番17号
 - (3) 大規模小売店舗の名称
 - (変更前) 糸魚川ショッピングセンター
 - (変更後) イオンタウン糸魚川
- 3 変更年月日
2(1)及び(2) 平成23年3月8日
2(3) 平成23年11月21日
- 4 変更の理由
2(1)及び(2) 大規模小売店舗設置者及び小売業を行う者の住所の変更のため。
2(3) 大規模小売店舗設置者の変更による店舗名称の変更のため。
- 5 届出年月日
平成24年5月31日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業振興課
(なお、糸魚川市産業部商工農林水産課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成24年6月15日から平成24年10月15日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp